

事務連絡
令和7年1月29日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示等について

標記について、令和7年1月27日付で、国税庁課税部酒税課長から、別添のとおり依頼がありました。

については、必要に応じて御活用くださいますようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、所管の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課においては、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましては、その設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

(本件担当)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課がん教育推進係
TEL：03-6734-2931（直通）

課 酒 6 — 17
令和 7 年 1 月 27 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

国税庁課税部酒税課長

「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示等について（依頼）

平素より酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会では、毎年 4 月を「20 歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁は全国的な広報・啓発活動を行い、国民の 20 歳未満の者の飲酒防止に関する意識の向上等を図ることとしており、本年も「20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」（別添）により、全国的な広報・啓発活動を行いたいと考えております。

当該ポスターは、都道府県、市区町村、警察署、中学校、高等学校、保健所等の公共施設における掲示を別途お願いしているところであり、国税庁から貴省初等中等教育局健康教育・食育課がん教育推進係宛てにポスターデータを送信させていただくこととしております。

つきましては、貴省関係部局及び教育委員会等関係機関へポスターデータを送付し、中学校、高等学校等において掲示していただくよう、周知・協力方につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、当該ポスターは、20 歳未満の者自身をはじめ、国民の 20 歳未満の者の飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から作成し、配付するものですので、「20 歳未満飲酒防止強調月間」終了後も引き続き掲示していただきますよう併せてお願ひいたします。

まだ飲まない選択
未来のために



20歳未満の飲酒は禁止!

20歳未満の者の飲酒は、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になるおそれがあります。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



国税庁、厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人全国スーパー・マーケット協会、一般社団法人酒類政策研究所

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。